

令和4年度 第1回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和4年4月11日 午後1時30分

3. 場 所 ろくじ館 会議室

4. 議 題 議案第2号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第3号 農地法第4条許可申請書審議について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
(諮問)

議案第5号 非農地証明願い申請書審議について

議案第6号 甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について

5. その他

6. 出席委員

農業委員

1 番 境 栄一郎

2 番 長野 和代

3 番 清住 昇

4 番 松本 茂

5 番 伊豆野 誠

6 番 五嶋 靖

7 番 岡本 篤幸

8 番 平井 豪

9 番 草場竜一郎

10 番 本田 廣正

11 番 中村 幸信

12 番 河嶋 隆雄

13 番 緒方 寛二

14 番 中村 節美

農地利用最適化推進委員

西村 孝生

西村 盛一

田上 安幸

松永 博文

外村 和彦

井芹 康雄

伊佐 浩二

坂本 導成

松野 文男

上村 敦之

7. 欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

なし

8. 議事録署名人

1 番 境 栄一郎

2 番 長野 和代

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 河原 俊典、川端 勵志、今村 優香、

会 議

1. 開 会

事務局長 それでは、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名です。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和4年度第1回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局長 まず、会長に御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。午後から雨が降り出しまして、足元の悪い中、令和4年度初めての総会に御出席いただきまして大変ありがとうございました。

ただいま事務局長のほうから、最適化推進委員の業務なり、あるいは農業委員の状況について一部御紹介がありました。私たちの業務は、農地法あるいは基盤強化法、さらには中間管理の事業推進法等に基づいて、農地を守るといいますか、農業を守っていくというのが主な業務になろうかと思います。これから3年間ではありますが、皆様方と力を合わせながら、さらには御指導を仰ぎながら、甲佐町の農地、農業を守っていききたいと、このように思っているところです。

皆様、御承知のように最近の、何といいますか、政情といいますか、社会は、ロシアからのウクライナ侵略等によりまして、金融はかなり不安定な状況になっております。かてて加えて、燃油高、さらにはカナダ等の干ばつによる4月からの小麦の値上げ等々によりまして、消費者物価なり、私たちの食料品が日増しに高騰しております。

そのような中で、農業というのは非常に大切な分野でありまして、皆様御承知と思いますが、日本の食料の自給率は年々落ちておりまして、最近37%前後を推移しているような状況であります。今度のウクライナ戦争によりまして、食料のありがたさが極めて消費者の方も肌で感じるんじゃないかと、このように思っております。小麦も4月から17%ほど上がりまして、それにつれて食料品が軒並みに高騰し

ていくんじゃないかと思います。そういう中で、農業を守る、農地を守るというのは非常に大きな使命があらうかと、このように思っているところです。

先ほど課長もちよっと申しましたが、人・農地プランの中にも遊休農地なり耕作放棄地、あるいは後継者不足、高齢者等によりまして、担い手がない、こういう農地も私たちが日頃の農業委員会の活動を行う中でいろいろ見つけながら、意欲と能力のある人、あるいは認定農業者なり、法人のほうにマッチングさせていくと、これが必須業務としても位置づけられております。

これから3年間、皆様方とともに甲佐町の農地と農業を守っていききたいと、このように思っておりますので、よろしく御協力、御指導を重ねてお願いしながら、冒頭に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、1番委員の境栄一郎委員と2番委員の長野和代委員をお願いいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは、議案審議に入りたいと思います。

初めての農業委員の方もおられますし、それから推進委員の方もおられます。農業委員会の総会がこういう形で行われていくんだなということを身をもって感じられると思いますので、それでは会議を進めてまいります。

それでは、議案審議に入りますが、議案第2号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

それでは、事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第3条許可申請書審議について。

農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和4年4月11日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは、議案審議に入りたいと思います。

2ページをお願いします。

番号1番については、5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。よろしくお願いいたします。

説明を始めさせていただきます。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、御説明申し上げます。地図につきましては、資料の3ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。

まず右端、今カーソルで示しております、こちらが甲佐町役場です。そしてその前を国道443号線がこのように通っております。そして、町道岩下益城橋線がこちらに通っております、この白いところがロッキーさんです。それで申請に上がっております農地が、こちらに1筆、そして、こちらに2筆。この赤い1筆につきましては、役場より西のほうへ約445メートルのところの位置にあります。こちら2筆につきましては、同じく役場より西のほうに564メートルのところに位置しております。

場所については以上でございます。

会 長 続きまして、5番委員の伊豆野委員から、農地の耕作賃借権設定(3年)につきまして、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。

今回の申請は、申請人が耕作できないため、申請地の近くで米を作られている相手方に農地の管理を相談されて、了承を得られたので今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はございません。

②については、該当しておりません。

③については、該当しておりません。

④については、トラクター等を所有しており、従事日数は160日程度です。取得後は米を作付予定で、農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われれます。一応トラクター以外に田植機等がなかったので、ちょっと自分のほうで調べてみましたところ、周りに委託して田植を請け負っておられる方がいるので、その人に頼まれるとのことでした。

⑤については、取得後の面積が1万2,669平米で下限面積をクリアしております。

⑥については、該当しておりません。

⑦については、問題ないと思われれます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。8番委員の平井委員から説明をお願いします。

○8番 8番委員の平井です。

先月の3月28日に、会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字仁田子にある田3筆です。申請地には、米の作付を予定されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ありがとうございました。

ただいま、8番委員の平井委員から現地調査の報告、また、5番委員の伊豆野委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。御意見はありませんか。

それでは、意見がないようでございます。採決を行います。許可することに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1については、原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

2番委員の長野委員から説明をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。

では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 地図につきましては、4ページのほうに添付しております。それでは、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。

右真ん中から左のほうに県道の宇土甲佐線がこちらにございます。そして、右に小川嘉島線、真ん中下側に田原の集落がございます。申請地につきましては、県道の交差点より西のほうへ117メートルの位置に1筆、それと約359メートルの位置に1筆、こちらの赤い印をつけたところでございます。

場所については、以上でございます。

会 長 続きまして、2番委員の長野委員から、農地の所有権移転(有償)につきまして、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○2番 2番委員の長野です。

今回の申請は、申請人が県外に住んでおり耕作できないため、相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので今回の申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、トラクターなどを所有しており、従事日数は250日程度です。取得後は露地野菜を作付予定で、農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が1万8,747平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。清住委員から説明をお願いします。

○3番 3番委員の清住です。

先月の3月28日に、会長、平井委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字田口字舞ノ原にある畑2筆です。申請地には、露地野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、3番委員の清住委員から現地調査の報告、また、2番委員の長野委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。発言ございませんか。

発言もないようですので、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第4条許可申請書審議についてを議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、5ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第4条許可申請書審議について。

農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和4年4月11日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、6ページをお願いします。

議案第3号、農地法第4条許可申請書審議調書の番号1についてを審議したいと思います。

それでは、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番

13番委員の緒方です。

それでは、番号1について説明いたします。

(申請人の状況・申請土地の状況・転用目的・転用理由を読み上げ)

以上です。

会 長

続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局

それでは、御説明申し上げます。地図につきましては7ページのほうに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

右下から上へ行くと443号線、こちらに甲佐大橋、こちらに糸田堰がございます。場所につきましては、少し見えにくいと思いますが、こちらのほう赤く示してございますけれども、糸田堰から東のほうへ約239メートルほど離れたこの一面にある農地でございます。

場所については以上です。

会 長

続きまして、転用申請に係る可否の判定について、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番

13番委員の緒方です。

それでは説明します。

今回の申請は、現在、子供が暮らす宅地に入るために長年借地を利用してきましたが、今回契約解除となることになり、新たに進入路を確保する必要が生じたため、転用申請をするものです。

転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、農地法第4条第6項第1号のロの、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であるため、第一種農地に該当します。第一種農地の転用は原則できませんが、例外規定である、集落に居住する者の日常生活に必要な施設に該当すると思われるため、例外的に転用は可能と思います。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、申請の用に供することが確実と認められるため、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、大きな造成計画はなく、申請地を整地するだけの整備なので、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、効率的かつ安定的な農地集積には支障ありません。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当いたしません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。8番委員の平井委員から説明をお願いします。

○8番 8番委員の平井です。

先月の3月28日に、会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字糸田字前川原にある農地2筆で、農地の状況としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地であるため、第一種農地に該当します。第一種農地の転用は原則できませんが、例外規定である、集落に居住する者の日常生活に必要な施設に該当すると思われるため、例外的に転用は可能と思います。

また、今回の転用申請では大きな造成計画はなく、申請地を押しならす程度の整備であるため、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、8番委員の平井委員から現地調査の報告、また、13番委員の緒方委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の第1号のロに該当するものの例外規定に該当すると説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

本田委員、どうぞ。

○10番 今、写真を見ているんですけど、あまりにも場所が狭すぎて、どこの部分に造られるのかが見えないので説明をお願いします。

事務局 御説明を申し上げます。

ちょっと先走って、テープを張ってございますけども、こちら側からこちらに進入路を確保したいと。

○10番 この家の白い屋根の方ですか。

事務局 ちょっと屋根が見えてますけど、右側のこちらの分です。今までは、ここに車が止まっていますけども、こちらのほうから、借地ですね、通行料というか、ここ、ほかの方の土地を通らせていただいて入ってらっしゃった。今回、契約が切れるということで、このスペースの部分から先が宅地ですけども、このビニールテープ、この幅で、こちらの筆と下のほうのこの2筆、ここを進入路として転用したいという申請です。

○10番 ということは2筆というと、よく昔は小さく分かれて、2筆に分かれているところの入り口を造りたいということね。今までよそから入りよったってということね。

事務局 利用料を支払われてでですね。

○10番 あまりにも場所が狭過ぎて見えなかったんですよ。

事務局 そういうことでございます。

会 長 よろしいですか、本田委員。

○10番 はい、よろしいです。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

ほかには意見はないようですので、採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見を付して県のほうへ送付をいたします。

続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題とします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、8ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和4年4月11日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次のページ、9ページをお願いいたします。

甲農第2112号、令和4年3月28日。

甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次の10ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和4年度第1回です。まずは、農用地利用集積計画の総括表で御説明いたします。

賃借権の再設定についてはございません。賃借権の新規につきまして、6年の畑が2筆の6,748平米、10年の田が6筆の6,465平米となります。

使用貸借権の再設定、新規はございません。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が6筆の6,465平米、畑が2筆の6,748平米となります。

その他、所有権移転についてもございません。

委員の皆様には御審議していただきますのは、新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、11ページをお願いします。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを審議します。

番号1番と番号2番は相手方が同一なので一緒に審議したいと思いますが、この案件の相手方（譲受人）は、5番委員の伊豆野委員です。農業委員会等に関する法律等の第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条の参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

（伊豆野委員退出）

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

御説明申し上げます。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置について、12ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げます。

左下から上のほうに緑川に沿って国道443号線、右のほうに安津橋がございます。そして、こちら丸で囲んだところが有安の集落。1筆がこちら、これが西川原の462番地、それと、この赤いところ、前田の225番地。安津橋の交差点より、まずこちらの462番地が約35メートルと、もう一つ、前田の225番地が約280メートル東のほうにございます。

場所については以上です。

続きまして、相手方の状況について御説明申し上げます。

番号1番、番号2番の相手方は認定新規就農者で、大町集落で農業を頑張っておられ、主に米、野菜の作付をされております。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用されると思われます。

以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

本田委員、どうぞ。

〇10番

この狭い道路がありますよね、西川原の462、これ、どこかと合筆してあるんですね。じゃないとトラクターも通らんとやけんですよ。

事務局

今ちょうど御覧になっているところなんです、以前ここの隣を今回の借受人、伊豆野委員ですが、借りられて、ここの細い部分、こちらに残っているみたいなんです。あぜ倒しして。前はそこまでは分からんから借りないということで、どうせなら一緒に借りて作ったらどうですかという御提案をしたところ、今回、地権者

の方とお話ができ、改めて一体的に耕作できるように借りられたということです。

○10番 ということは、区切れも分からないということね。区切れも、どこが……。
事務局 現況ではですね。ただ地籍上はもう確定しておりますので、復元すれば……。

○10番 できるんなら、できるって言うこと。
事務局 はい。ただ、あぜを復元したら、あぜが天端幅30センチでトラクターも……。

○10番 だから、下あぜというのは、要するに地権者のもんでしょうが、一般的には。上あぜは、上の人のもだけね。だから、あぜを造ったら地権者のほうがなくなってしまうよね、結果的に。基本はね。

事務局 そうですけど。白旗のほうは……。

○10番 違うよね。

事務局 畦畔の真ん中が。

○10番 うちあたりは違うんですよ。あぜが、結局、地権者の人が下あぜを造るんですよ。だから、そのあぜから下が次の地権者です。場所でそれは違うと思うんですけどね、考え方が。

事務局 そういうところで、今、効率的に耕作するために今回申請されたということで御理解いただければと思います。

会 長 本田委員、ようございますか。

○10番 はい、いいです。あまりにも狭かったけん。仕事ができないと思うんですよ。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

なければ、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番、番号2番については、原案のとおり承認をいたします。

伊豆野委員の入室を認めます。

(伊豆野委員入室)

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げます。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置について、13ページに地図を添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

地図の真ん中より右上になります。その白い建物の集まっているのが、宇城鉄筋組合です。上のほうから県道の御船甲佐線が繋がっております。そして、宇城鉄筋のところからグリーンセンターまでの農道がこちらに通っております、そこか

ら1枚奥に入った、この赤く示しておりますところ、2筆でございます。宇城鉄筋より約621メートルほど北西のほうに行ったところに2筆でございます。

場所については以上でございます。

続きまして、相手方の状況について説明申し上げます。

番号3番の相手方は、御船町の認定農業者で、主に米、野菜の作付をされております。今回の申請地には野菜の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

長野委員。

○2番 何か今、トンネルしてあるところですかね。

○10番 写真……。

○2番 写真出ないな……、ああ、分かりました。何かなと思って通ったんですけど。

○10番 グリーンセンターの通りでね、狭い所を一つ飛び越さなん。

○2番 ありました、こういうの。

○10番 何ですか。

○2番 カボチャでしょう、これ。

事務局 たしかカボチャだったと思います。つるの感じが。

会 長 長野委員、よろしいですか。

○2番 はい、いいです。

会 長 ほかに何か御質問ございませんか。

○推進委員 図面から道が、道路と農地との……、これ進入路は大丈夫なんですか。

事務局 全然問題ございません。道はございます。

○10番 ここはね、私が説明しよう。ないように見えますけど、農地の下からと上から両方入られます。これ、広いのがね、グリーンセンターに行く道なんですよ。その横。赤色の、その地図で言ったら、グリーンセンターに行く道が出ているはずなんですよ。その道ずっとをまっすぐ、中山のほうから来た道が。

事務局 今、写真に写っているのが、この道は普通車程度は十分通れる道でございます。

○推進委員 ありがとうございます。

会 長 よろしいですか。

○推進委員 はい。

会 長 ほかに何かございませんか。

ほかにはないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4番、番号5番は相手方が同一なので、一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

御説明申し上げます。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

申請地の位置について、地図を14ページに載せておりますが、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

左側、こちらが国道443号線、日和瀬橋になります。左下のほうに桜の丘、西寒野の集落がこちらにあります。こちらのほうに西寒野2筆、東寒野に1筆ということで、桜の丘から約590メートルほどの位置にこちらの農地があります。このピンク色が東寒野と西寒野の境界でございます。

場所については以上です。

続きまして、相手方の状況について御説明申し上げます。

番号4番、5番の相手方は、西寒野集落で農業を頑張っておられ、主に米、野菜の作付をされております。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見ございませんか。

質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号4番、番号5番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号6について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

御説明申し上げます。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

申請地の位置について、地図を15ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

真ん中から県道嘉島甲佐線がこのように通っておりまして、日立物流さん、木村のあられさん、上のほうに行ってダイハツさん。そこから吉田集落のほうに入って、町道吉田県道線沿いだと思いますけれども、そこから3枚目、上流側に行った、この赤い印のところが今回の申請の分でございます。

場所については以上でございます。

続きまして、相手方の状況について御説明申し上げます。

番号6番の相手方は芝原集落の認定農業者で、主に加工用米の米を作付されております。今回の申請地にも加工用米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かございませんか。

質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号6番については原案のとおり承認をいたします。

それでは、番号6番について審議に入りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

それでは、議案第5号、非農地証明願い申請書審議についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、16ページをお願いいたします。

議案第5号、非農地証明願い申請書審議について。

農地法第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり非農地証明願いがあったので、非農地に該当するか否かについて、意見の決定を求めるものでございます。

令和4年4月11日提出。甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、審議に入ります前に、この非農地証明の基準について事務局から説明を受け、審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 御説明申し上げたいと思います。

議案書のほかに、お手元に非農地証明願いに伴う資料というのをお配りしております。こちらに沿って御説明申し上げたいと思います。

非農地証明についてということで、1番、非農地証明をなぜ行うか。

それでは、非農地証明はなぜ行うかについて御説明申し上げますけれども、農地

法第2条第1項では、農地とは耕作の目的に供される土地をいうと規定されております。また、同法第2条第2項では、農地について権利を有する者の責務として、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないと定められています。

しかしながら、近年においては農業者数の減少や従事者の高齢化等によりまして、年々耕作されなくなった農地、遊休農地が増加傾向にあります。これに伴い、国では登記地目が農地、田または畑であっても、状況が非農地化して一定の条件に適合するものについては、行政サービスの一つとして非農地証明書を交付することができるよう通達があったところです。このため、必要に応じて非農地証明を行うものですというふうになっています。

具体的にはどのようなものかというのが2番に示しております。

非農地証明の基準については、下記のとおりですということで、(1)から(3)番まで。(1)昭和27年10月20日、農地法施行日前日以前から引き続き非農地であった土地。(2)所有者または耕作者の責に帰さない災害その他特別の事由により非農地となったもので、農地としての復旧が著しく困難と認められる土地。(3)荒廃農地のうち、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力または農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備、基盤整備事業等の実施などが計画されていない土地のうち、次のいずれかの要件を満たしているものということです。ア、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。イ、ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合。

ただし、以下①から③の要件に該当する場合はできませんということです。①農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興整備計画における農用地域内の土地。いわゆる農振がかぶっている農地でございます。②農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に関する公共投資の対象となった農地。いわゆる基盤整備とか公共投資を受けた土地である農地。③集団性のある優良農地。こういった①から③に該当する場合には、非農地証明の対象とはなりませんということになっております。

次に、非農地証明書の交付手続につきましては、非農地証明願い申請ということで、非農地証明書の交付を受けようとする者から、農業委員会へ非農地証明願いの申請があった場合ということです。

非農地の判断。農業委員会は、農地法の運用についての制定について、第4の(3)の手続により、法第30条の利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査を踏まえ、非農地証明基準の(1)から(3)に掲げる基準に従い、対象農地が農地

に該当するか否かについて、総会または部会の決議によって判断するとなっております。

この結果、農地に該当しない旨の判断をした場合は、非農地証明願いのとおり、農地法第2条の農地に該当しない旨の非農地証明書を交付します。その後、非農地証明書を交付した場合は、熊本県、熊本地方法務局、甲佐町役場税務課等に通知するようになっております。

非農地証明に関する御説明については以上でございます。

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局から非農地証明基準等について詳しく説明がありましたが、何か御質問はございませんか。

○11番 非農地証明するのに、10アール当たりの単価を参考に。

会 長 単価。

○11番 税金対象が非農地になったら変わるわけでしょう。どれぐらいの今までと差があるかちゅうこと。

事務局長 一般的な話として税金の計算というのが、例えば畑の場合だと、上揚とか甲佐によってちょっと違うんですけど、大体1反当たり評価額が7万ぐらいかなと。ちょっとそこは定かでないんですけど。

○11番 それは10アール当たりですか。

事務局長 10アール当たり。仮に7万としたときは、その1.4%だけ、1,000円かからぐらいの税金、畑の場合がですね。

○11番 田んぼは。

事務局長 田んぼが約10……、そこも場所によって違うんですけど、大体十三、四万かなと。その1.何%とかで計算。山になると、それが1ヘクタール当たり何千円とか、そのぐらいの単位になりますので、面積によってちっちゃい、今回の案件だと1,300ぐらいですね。となると、税金自体はかからないような額になるわけということです。これはあくまで一般的なお話です。

○11番 分かりました。

会 長 中村委員、よろしいですか。

○11番 はい、すみません。

会 長 ほかに何か非農地証明の関係で分からないことがあれば、事務局にお尋ねください。何かないですか。

○1番 今説明されたように、これは畑が、今度は山という地目になるんですか。

事務局長 非農地証明に関しましては、今ちょっと説明があったんですけど、重機とかを入れないともう農地に戻らないようなところ、もうほとんど山林化しているというところで、農業委員会のほうでその現地確認を行って、そこがもうこれは農地として見れませんかという話になったときに、非農地の証明というのを出します。証明

を出して、それを基にその方が法務局で、例えば山林とか原野とかに地目変更をされる。宅地とかそういうのではこの非農地証明はできない。あくまで山林とか原野が対象になると思います。

会 長 境委員、よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 ほかに何かございませんか、質問は。

そしたら、ほかにはないようでございますので、今回申請されております非農地証明願いについてをただいまから審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明申し上げます。17ページの非農地証明願いの一覧をお願いします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況を読み上げ)

説明については以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 地図につきまして、18ページに添付してございますけども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

右真ん中から、こちらのように緑川が通っております。左下に甲佐神社、真ん中ほどに上揚団地がございます。こちらの上のほうに安平集落、旧宮内集会所がこちらにございまして、申請地がこの赤くお示ししているところです。場所については、上揚団地から北東のほうへ約200メートル行ったところに位置する土地でございます。

場所については以上でございます。

会 長 続きまして、非農地の判断に係る可否の判定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 説明申し上げます。

今回の申請地は、所有者から農地として復元することが困難であるため、今回、非農地証明書の交付を申請されているものでございます。

今回の土地の状況を非農地証明基準に照らし合わせると、非農地証明基準の(3)のア、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件が著しく困難な場合に該当すると思われます。

以上です。

会 長 それでは、現地の状況について、8番委員の平井委員から説明をお願いします。

○8番 8番委員の平井です。

それでは説明します。

先月の3月28日に、会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字上揚字荒瀬にある農地1筆で、農地の状況としては周囲を山林に

囲まれた場所に位置するため、管理が行き届かず、周囲の状況から見ても農地に復元することが著しく困難であると思われることを報告いたします。

以上です。

会 長 ただいま8番委員の平井委員から現地の状況の報告、また、非農地の判断に係る可否の判定について、事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

本田委員、どうぞ。

○10番 これ、今見てると竹山になってますよね。ということは、この方は今、博多ですよね、福岡ですね。何年間ほたれたんでしょうね。

○5番 まあ、俺が子供の頃から竹山だったから。

○10番 そういうのを要するに誰も管理なかった。

○5番 管理者がたしか福岡におられたんじゃないかったですか、お子さんか何か福岡におられて、もともと山下さんという方は宮内にいらっしゃったんですけど、もうたしか、道にもなるけん、道がかかったけんって言って、たしか出ていかしたですもんね。

○10番 何か道が広がるか何かいう話があったんですか。

○5番 いやいや、もう広がって、今の状況です。

○10番 広がって残ったのが、これが残ったちゅうことね。

○5番 はい。管理もできんけんということじゃないですか。

会 長 ほかに何かございませんか。

ほかには発言ないようでございます。それでは、非農地の判断に係る可否の判定を行いたいと思います。それでは採決を行います。非農地として証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、非農地として証明をいたします。

最後の議案になります。19ページをお願いします。

議案第6号、甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、説明します。

議案第6号、甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)について。

甲佐町農業委員会業務スケジュール(案)を別表のとおり作成したので、意見を求めるものでございます。

令和4年4月11日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、20ページをお願いします。

令和4年度甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、令和4年度甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について説明いたします。

業務名と農業委員さんの役割、農地利用最適化推進委員さんの役割を中心に御説明させていただきます。

一般事務、農地法関係につきましては、定例会が関係しております。定例会は、毎月原則10日で行われます。土日祝日等が重なったときは、その前後で行っていきます。

農業委員さんの役割といたしましては、農地の権利移動、農地転用等の現地確認、審査、定例会での説明、審議となっております。また、農地利用最適化推進委員さんの役割といたしましては、事務局長から説明がありましたけれども、担当地域における活動報告や意見をさせていただきます。担当地域以外では意見を述べることはできませんので、御了承いただければと思います。

続きまして、農地等の利用最適化の推進につきましては、農業委員さんに関しましても、農地利用最適化推進委員さんに関しましても、農地の利用状況調査の実施をしていただくことと、遊休化している農地について利用意向の調査を行っていただきます。

農地パトロールにつきましては、農業委員さんにつきましては遊休農地の発生防止解消について、農地利用最適化推進委員と連携しながら取り組んでいく。無断転用のパトロールを実施し、中止、是正などの指導を行っていただきます。また、利用最適化推進委員さんに関しましては、前年度の利用状況調査を基に遊休農地についての現地確認を行うとともに、総会、部会に出席していただき意見を述べていただきます。

続きまして、研修等についてです。こちら例年のものを掲載させていただいておりますけれども、新型コロナウイルスの感染などの状況によっては、中止や延期が考えられますので、御了承いただければと思います。

続きまして、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定につきましては、農業委員さんにつきましては、利用権設定について調査や審議を行っていただきます。最適化推進委員さんに関しましては、担い手への農地集積推進、農地の集団化、戸別訪問による貸手・借手の掘り起こし活動、農地中間管理機構との連携等を行っていただきます。

農業者年金につきましては、農業委員さんに、加入推進、相談を行っていただきます。

人・農地プランにつきましては、農業委員さんに関しましては、それぞれの地域の農地利用と担い手の状況を踏まえて農地等の利用の最適化に向けた目標の指針づくりを行っていただきます。最適化推進委員さんに関しましては農地利用の最適化の推進を図るために、貸付け農地の掘り起こしや担い手へのマッチングなどの地域活動をお願いいたします。

最後になりますけれども、それぞれ3部会があります。農業委員さんに関しましては、それぞれこの前、部会を分けさせていただきましたけれども、それぞれ部会によって活動していただきます。最適化推進委員さんに関しましては、部会へ参加して意見を述べていただくような形となっております。

また、4月に標準作業賃金の決定を営農対策部会でやりたいと思っています。後ほど日程調整を行いますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上で説明を終わらせていただきます。

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局から令和4年度の甲佐町農業委員会業務スケジュール（案）について説明がありましたが、何か御意見、御質問はございませんか。よろしいですか。

私たち農業委員や、あるいは農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第8条及び第17条の規定に基づき、町長からの任命や農業委員会からの委嘱を受け、本年の4月1日から新たな甲佐町農業委員会として様々な業務を行います。その中でも、農地行政の適正な執行、それから農地利用の最適化の推進を図ることを最重要な業務として位置づけ、活動を行ってまいります。

本年度は委員として最初の年です。より充実した農地利用の最適化の推進を図られるよう、農業委員会活動を進めてまいりたいと考えております。委員の皆様の御協力を切にお願い申し上げます。

具体的には、ただいま説明がありましたように、定例会における農地移動等の厳正な審議、二つ目に、農地法に基づき担い手への農地利用の集積・集約化の推進、三つ目に、農業者の将来の生活設計に役立てる農業者年金への加入推進、四つ目に、甲佐町の農業振興が図られるよう各種会合等への参加、五つ目に、農業委員、最適化推進委員の資質向上を目指した研修会への参加などに取り組んでいきたいと思っております。

ということで活動を行ってまいります。皆様から何か御意見はございませんか。はい、どうぞ。

○1番 一ついいですか。今年度初めて農業委員になりましたけど、私は上豊内地区で、担当地区が東西寒野と下豊内とあります。そういう中で各区長さんに何か挨拶、そういうのは行かなくてもいいわけですか。それとも座談会か何かに今度上がるということで、そういうのに出席して、そこで。

事務局長 そうですね、区長さんに挨拶、行かれました？

○ 5 番 逆に区長に指名されたので。

○ 1 番 いや、自分の区長じゃなくて。

事務局長 農業委員さんの担当地区は仮に決めとるだけであって、農業委員さんというのは甲佐町全域を見るような立場でいらっしゃいます。最適化推進委員さんたちはその担当地区というのが決まっていますが。ただ便宜上、その例えば寒野、それと豊内ということとされとって、そこが中心となると思いますけれども、区長さんに挨拶されるかどうかというのは、ちょっとうちのほうでは何とも言えんとですけど。ただ、人・農地プランであつたりとか、例えば転作の……、最近コロナでできませんけど座談会だつたりとか、そういうところに積極的に参加していただいて、いろいろ意見を言っていただくというような形になると思います。

○ 1 番 なら、改めて行く必要はないと。

事務局長 ないと思います。

会 長 境委員のほかに何か御質問はございませんか。

○ 1 0 番 推進委員はこれが決められてますよね。これ行政区の担当地区が入れられとるんですね。

事務局長 そこはまた後で。その他のときにまた言います。すみません。

会 長 ほかに何かございませんか。

 意見がなければ、ただいま説明がありました甲佐町農業委員会スケジュール（案）については、私たちが活動する令和 4 年度のスケジュールとして、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

 （賛成者挙手）

 全員賛成と認めます。それでは、原案のとおり承認いたします。

 以上で、本日用意をいたしました議題は全部終了いたしました。

事務局長 それでは、議案について全て終了いたしました。

 第 1 回定例農業委員会総会につきましては以上をもって終了いたします。お疲れさまでございました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

1 番

2 番